

## 太田市幼児教育・保育施設給食費助成金交付要綱

太田市私立幼稚園等給食費助成金交付要綱（平成29年4月1日太田市制定）の全部を改正する。

### （目的）

第1条 この要綱は、幼児教育・保育施設において教育又は保育を受ける第2子以降の幼児の保護者に対して、太田市幼児教育・保育施設給食費助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼児教育・保育施設 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第7条第4項に規定する教育・保育施設（太田市が設置したものを除く。）をいう。
- (2) 第2子以降 同一の保護者が監護する20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（婚姻をしているものを除く。）のうちその出生の早いものから順次に数えて第2番目以降の子をいう。
- (3) 保護者 法第6条第2項に規定する保護者をいう。
- (4) 対象幼児 幼児教育・保育施設において教育又は保育を受ける第2子以降のうち、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）並びに法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもをいう。
- (5) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (6) 教育・保育給付認定子ども 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。
- (7) 施設等利用給付認定子ども 法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。

### （助成対象者）

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、対象幼児の保護者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本人及び対象幼児が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本

市の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 本人及び本人と同一の世帯に属する者が次に掲げる法律の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であること。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者である場合は、この限りでない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

オ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

カ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(3) 市税等、幼稚園又は保育所の保育料及び小学校、中学校又は義務教育学校の給食費を滞納していないこと。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象幼児の保護者であって次の各号のいずれかに該当するものに対する助成金の額は、別表第2に定めるとおりとする。

(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項（第3号に係る部分に限る。）の規定により副食材料費が徴収されない者

(2) 法第59条の地域子ども・子育て支援事業による副食材料費の助成の対象となる者  
（交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、幼児教育・保育施設給食費助成金交付申請書兼承諾書（市内幼児教育・保育施設用）（様式第1号）又は幼児教育・保育施設給食費助成金交付申請書兼承諾書（市外幼児教育・保育施設用）（様式第2号）を市長に提出するものとする。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、幼児教育・保育施設給食費助成金交付決定通知書（様式第3号）又は幼児教育・保育施設給食費助成金交付申請却下通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（助成金の交付及び委任）

第7条 助成金は、前条の規定により交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に対し交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市内に所在する幼児教育・保育施設において教育又は保育を受ける対象幼児の保護者である交付決定者は、助成金の請求及び受領に係る権限を当該幼児教育・保育施設の設置者又は施設長（以下「設置者等」という。）に委任することができる。この場合において、当該助成金は、当該設置者等に交付するものとする。

3 前項の規定により交付決定者から助成金の請求及び受領に係る権限の委任を受けた幼児教育・保育施設の設置者等は、当該委任に基づき受領した助成金を、当該交付決定者が負担すべき給食費に充当するものとする。

（交付回数）

第8条 助成金の交付は、対象幼児1人につき、年1回、当該年度分を交付するものとする。ただし、特別の事情があると市長が認めたときは、年12回を超えない範囲で分割して交付することができる。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消し、又は変更するものとする。この場合において、既に交付した助成金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2) 第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消し、又は変更したときは、幼児教育・保育施設給食費助成金交付決定取消（変更）通知書（様式第5号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の太田市私立幼稚園等給食費助成金交付要綱の規定によりした処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

3 この要綱の施行の際現に廃止前の太田市保育所等給食主食費助成金交付規則（平成2

9年太田市規則第68号)第3条に規定する助成金の交付を受けることができる者である対象幼児の保護者に係る別表第1及び別表第2の適用については、別表第1備考1、同表備考2(1)及び別表第2備考1中「交付の対象となった日の属する月の翌月」とあるのは、「交付の対象となった日の属する月」とする。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

#### 別表第1 (第4条関係)

区分	助成金の額
第2子以降	当該年度における教育又は保育の提供を受ける幼児教育・保育施設が定める在園月数分の給食費の額

#### 備考

- 1 年度の途中において対象幼児がこの表による助成金の交付の対象となった場合における助成金の額は、当該交付の対象となった日の属する月の翌月から当該年度末までの月数分の給食費の額とする。
- 2 年度の途中において対象幼児がこの表による助成金の交付の対象でなくなった場合における助成金の額は、当該年度の最初の月（年度の途中において交付の対象となった場合は、当該交付の対象となった日の属する月の翌月）から当該交付の対象でなくなった日の属する月までの月数分の給食費の額とする。

#### 別表第2 (第4条関係)

区分	助成金の額
第2子以降	当該年度における教育又は保育の提供を受ける幼児教育・保育施設が定める在園月数分の給食費（副食材料費を除く。以下この表において同じ。）の額

#### 備考

- 1 年度の途中において対象幼児がこの表による助成金の交付の対象となった場合における助成金の額は、当該交付の対象となった日の属する月の翌月から当該年度末までの月数分の給食費の額とする。
- 2 年度の途中において対象幼児がこの表による助成金の交付の対象でなくなった場合における助成金の額は、当該年度の最初の月（年度の途中において交付の対象となった場合は、当該交付の対象となった日の属する月の翌月）から当該交付の対象でなくなった日の属する月までの月数分の給食費の額とする。